

栃木県GAP規範（改訂版）

— 食品安全、環境保全、労働安全のための
適切な農業実践 —



平成27年3月

栃木県

より良い農業の実践のために

○今、農業者に求められていること

本県は、農業を行う上で恵まれた地理的条件や気候条件等に加え、農業者の優れた技術力、高い経営力に支えられ、首都圏への食料供給基地として発展してきました。

その一方で、全国的な傾向として、生産性向上を重視した農業に取り組んできた結果、県内でも農薬の不適正な使用の問題、肥料や燃料油、使用済みの生産資材等にかかわる問題、農作業時の事故にかかわる問題が発生しています。

- ・ 農薬の不適正使用など、法令に抵触する案件が毎年数件発生
- ・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染地域が県内60地区(H26.12現在)
 - ※ 環境省は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染は発生源が多岐にわたり、その主な要因として、生活排水のほか、過剰施肥や家畜排せつ物の不適正処理をあげている。
- ・ 燃料油等の流出による河川等の汚染が毎年数件発生
- ・ 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理（廃棄、野焼き）
- ・ 過去10年間（平成15～24年）における農作業事故死亡者は69名

また、平成21年に実施した県政世論調査では、農産物を選ぶ際の意識について、「鮮度」や「安全性」と答えている県民が多く、食の安全・安心に対する意識は高い状況にあります。

さらに、国内農業の生産活動に期待することについては、「安全・安心な食料の供給」や「安定的な食料の供給」と答えている県民が半数を超えています。

●平成26年度栃木県世論調査結果

- ・ 食品に関する不安
 - 「大いに感じている」21.6%、「多少は感じている」50.3%
- ・ 食品の安全性について不安に思うもの
 - 「食品添加物」59.5%、「残留農薬」50.3%、「輸入食品」44.1%

以上のような状況を踏まえますと、農業に携わる皆さんには、「安全な農産物を安定的に供給していく」という社会的な責任が求められています。そのためには、「農産物の安全性向上」はもとより、持続的な農業を行っていくための「環境の保全」、基本的な事項である「作業者の安全確保」が重要となってきます。

○GAPは、より良い農業への道しるべ

これらの「農産物の安全」、「環境の保全」、「作業者の安全」を確保するために適正な農業を実践していくことが、GAP（Good Agricultural Practice）です。そして、GAPの実践のために必要とされる具体的な取組項目とその根拠となる関連法令や通達をまとめたものが、この「栃木県GAP規範」です。

GAPに取り組む上での基本は、農業者自らが、農業を行っていく上でのリスク（危険性）を見つけ出し、そのリスクをなくすか、できるだけ小さくするよう改善していくことです。

この規範では、「何が問題なのか」、「どこに問題があるのか」、「なぜそれが問題なのか」を詳しく解説しており、これまで見逃していたリスクを見つけ出すことに役立ちます。併せて、「では、どうしたらよいか」という改善策についてもヒントを示しています。

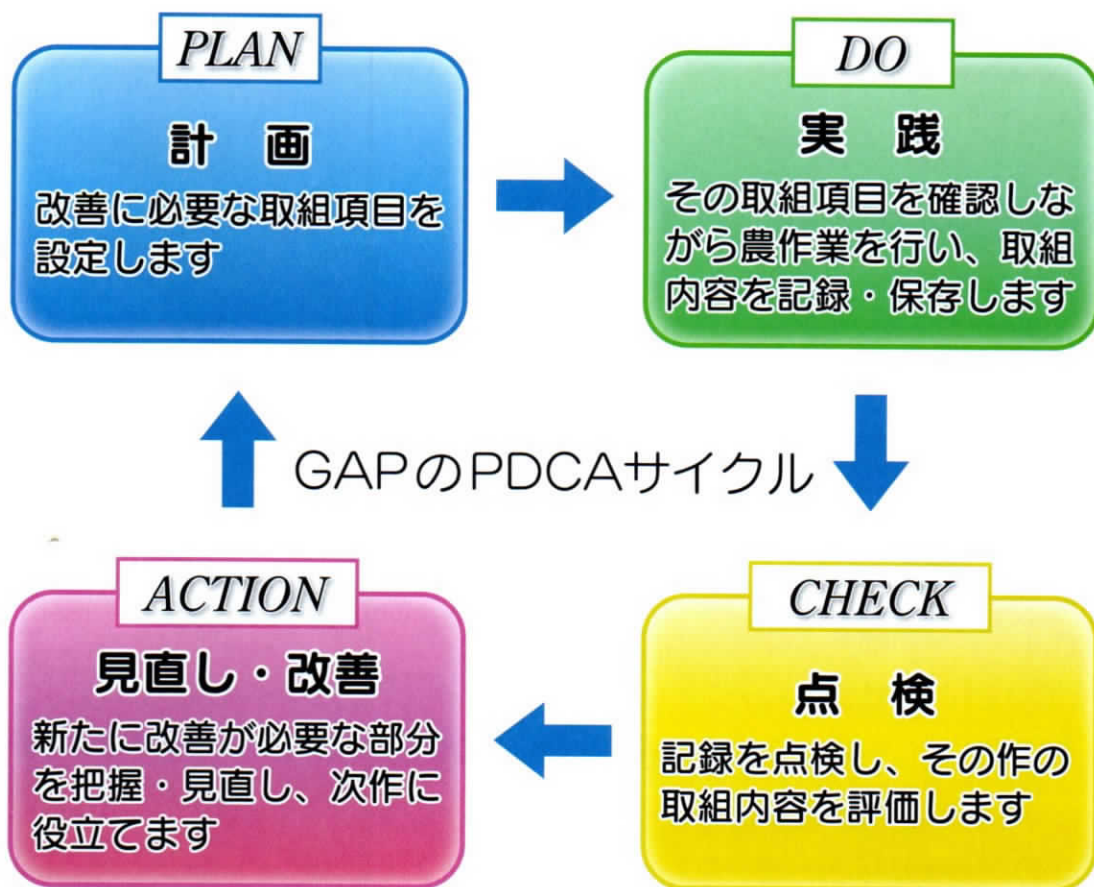
GAPに取り組むことは、「農産物の安全」、「環境の保全」、「作業者の安全」ばかりでなく、「品質の向上」や「競争力の強化」、「農業経営の改善や効率化」、さらには「消費者等の信頼の確保」が期待できると言われています。

農業者の皆さんにとってGAPとは、社会的な責任を果たすことに加え、経営者としての自信と誇りにもつながる、正に「より良い農業への道しるべ」といえます。

○GAPを効果的に実践していくには

GAPを効果的に実践していく手法が、PDCAサイクルです。

PDCAサイクルとは、見つけ出したリスクについて、①Plan：改善策やそれに必要な取組項目を設定し、②Do：その取組項目等を確認しながら農作業を行い、取組内容を記録・保存し、③Check：その作の取組内容を点検し、④Action：改善が必要な部分を把握・見直し、次作に活かしていく、という手法です。



本規範は、農業者が実践すべき取組項目を解説していますが、そのほとんどは、既に皆さんが取り組んでいることです。

さらに適正な農業を実践するため、

- 1 本規範に照らし合わせ、法律や規則を守ること
- 2 今までよくなかった習慣があれば、それを見直すこと
- 3 うっかりミスをしないために記録をつけること を心がけましょう。

そして、個々の農業経営の向上と、本県農業の競争力のさらなる向上をめざして、「GAP＝良い農業の実践」に取り組んでいきましょう。



目次

より良い農業の実践のために	1
本書の見方	7

1 食品安全のために

ほ場環境の確認と衛生管理

1 ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	8
------------------------------------	---

農薬の使用

2 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）	10
3 無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	12
4 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	14
5 農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）	16

カドミウム濃度の低減対策

6 過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認	18
--	----

かび毒（DON・NIV）汚染の低減対策

7 麦類のDON・NIV汚染低減対策の実施	20
-----------------------	----

水の使用

8 農産物を洗浄するための水の確認	22
-------------------	----

肥料・培養液の使用

9 養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施	23
10 堆肥を施用する場合は、病原性微生物による汚染を防止するため、完熟堆肥を施用	24

作業者と農産物の衛生管理

11 作業者の衛生管理の実施	26
12 ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	28

機械・施設・容器等の衛生管理

13 農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	30
14 栽培・調製・出荷・貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	32
15 安全で清潔な包装容器の使用	34

収穫後の農産物の管理

16	米穀、麦の清潔で衛生的な取扱い（法令上の義務）	36
17	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	38
18	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	39
19	収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	40

2 環境保全のために

農薬による環境負荷の低減対策

20	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを計量して散布液を調製	42
21	水田からの農薬流出を防止する対策の実施	44
22	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	46
23	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	48
24	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	50
25	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	52
26	被覆を要する農薬（土壌くん蒸剤等）を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	54

肥料による環境負荷の低減対策

27	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や県の施肥基準、農協の栽培暦等で示している施肥量・施肥方法等に則した施肥の実施	56
28	水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施	58

土壌の管理

29	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	60
----	--------------------------	----

廃棄物の適正な処理・利用

30	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理（法令上の義務）	62
31	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	64
32	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	66

エネルギーの節減対策

33	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	67
----	---------------------------------	----

特定外来生物の適正利用

34	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施（法令上の義務）	68
----	---	----

3 労働安全のために

危険作業等の把握

35	農業生産活動における危険な作業等の把握	70
----	---------------------	----

農作業従事者の制限

36	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	72
----	---	----

服装及び保護具の着用等

- 37 安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管 …………… 74

作業環境への対応

- 38 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施 …… 76

機械等の導入・点検・整備・管理

- 39 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理 …………… 78

機械等の利用

- 40 機械、装置、器具等の適正な使用 …………… 80

農薬・燃料等の管理

- 41 農薬の適切な管理（法令上の義務を含む）…………… 82
42 燃料・肥料等の適切な管理（法令上の義務を含む）…………… 84

事故後の備え

- 43 事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む） …… 86

4 農業生産工程管理の全般に係る取組

情報の記録・保管

- 44 ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存 …………… 88
45 農薬・肥料の使用に関する内容を記録し、保存 …………… 90
46 種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存 …………… 92
47 米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保存（法令上の義務を含む）… 94
48 農産物の出荷に関する記録の保存 …………… 96

特定の米穀についての保管・処理

- 49 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処理（法令上の義務）… 98

技術・ノウハウ（知的財産）の保護

- 50 登録品種の種苗の適切な利用（法令上の義務）…………… 100

5 放射性物質対策

放射性物質対策

- 51 放射性物質対策 …………… 101

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン …………… 102

参考文献…………… 105

本書の見方

GAPの取組を目的ごとに大別したインデックス

- 1 食品安全のために
- 2 環境保全のために
- 3 労働安全のために
- 4 農業生産工程管理の全般に係る取組
- 5 放射性物質対策

農薬の使用

取組項目の区分

2 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）

※特に重要な「法令上の義務」に関する取組項目は赤字で表示

農薬は、登録に当たって毒性評価を行い、
.....表示内容を守って適正に使用しなければなりません。

【適切な実践】

1 農薬のラベルには、その農薬を効果的で安全に使用するための事項（農薬の使用基準や、使用上の注意事項）が表示されています。
.....。

関連写真

..... **ポイント**

○農薬の容器又は包装のラベルに記載されている表示内容

- 1 農薬を使用できる農作物
- 2

関連法令等
○農薬取締法（昭和23年法律第82号）
○.....

農業者が実践すべき取組項目（GAPの実践事項）

「なぜ、この取組が求められるのか」
取り組む理由を説明

「では、どうすればよいのか」適切な実践に向けた具体的な方法等を解説

主に、取組項目の根拠となっている法律や通達等について、ポイントを提示

取組項目の根拠となっている法律や通達等